

お知らせ

【保険税・保険料の納付証明書】

令和5年1月～12月に納付した国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付証明書を令和6年1月中旬ごろに郵送します。

この納付証明書は、確定申告などで社会保険料控除を受けるための証明として添付するものです。大切に保管してください。

なお、年末調整などで早めに必要となる人は、健康保険課までお越しください。

※顔写真のある身分証明書が必要ですよ。

◇問合せ先

健康保険課賦徴収係

☎52・5809

【社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の発行】

控除証明書の発行

令和5年1月～12月に納付した国民年金保険料は、所得税・住民税の社会保険料控除の対象となります。

この控除を受けるためには、国民年金保険料の納付を証明す

る書類の添付が必要となります。

国民年金保険料を1月1日～10月2日に納付した人は、10月下旬～11月上旬に日本年金機構から社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送付されます。また、10月3日～12月31日に納付した人には、令和6年2月上旬に送付される予定です。この証明書(または領収証書)を年末調整または確定申告の際に使用してください。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書はe-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。マイナポータルから『ねんきんネット』にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの『お知らせ』で電子版を受け取ることができます(登録をしないと控除証明書の郵送はされなくなります)。電子版の利用方法などについては、日本年金機構ホームページで動画を掲載しています。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した人の社会保険料控除に加えることができます。また、控除証明

書を紛失した場合は再発行できます。

◇問合せ先 徳山年金事務所

☎0834・31・2152

【猫よけ器(超音波発生装置)の貸出について】

野良猫による糞尿被害を受けているご家庭に対し、猫よけ器(猫を遠ざける超音波を発する器具)を貸出します。なお、試用での貸出となるため、効果が感じられて引き続き利用したい場合は各自でご購入いただくようになります。



▲貸出用猫よけ器

◇対象 町内在住の人

◇貸出条件(無料貸出) 15日以内の期間で1世帯1回まで(最大2台)

◇申請方法 町民福祉課環境係(1階⑤窓口)で申請

◇問合せ先

・町民福祉課環境係
☎52・5810

【やないファミリー・サポート・センター交流会】

◇日時

12月6日(水)

午前10時～午前11時45分

◇場所

柳井市総合福祉センター4階

大ホール

◇内容

①子どもの事故予防について
②簡単な体操で脳の緊張をほぐす

◇講師

①柳井市保健センター保健師
②GEBBA代表・柔道整復師・やまおく体操認定インストラクター 竹岡祥次氏

◇定員

15人

◇参加費

100円

◇持参物

ヨガマット(お持ちの人)またはバスタオル、動きやすい服装

◇申込方法

電話で申し込む(要申込)

◇申込締切日

11月29日(水)

◇問合せ先

やないファミリー・サポート・センター
☎23・0668

以下は広告スペースです。「広報たぶせ」に掲載している内容とは関係ありません。

SANPIT 株式会社 サンピット

ガソリン・軽油・灯油
車検・板金・塗装
自動車の販売・買取

車のことならなんでもご相談ください。見積無料

家庭用灯油の他、工場や船舶の軽油・A重油の配送を承っております。アドブルーの製造、販売、配送も行っておりますので、ご連絡ください。

TEL 0820-52-5301
アドブルーのことなら
TEL 0820-26-4110 (アドブルー事業部)
配送のことなら
TEL 0820-26-4170 (配送センター)

熊毛郡田布施町大字波野2200-7
営業時間:7:00～19:00 定休日:日曜日

全メーカー全車種トータル販売

新車・中古車 150台以上展示中

満足をしていただけるサービスを心がけております

オートプラザ
(株)大島商会

〒742-1514
熊毛郡田布施町別府国道沿
TEL. (0820) 55-5011
FAX. (0820) 55-5085 http://www.ap-oshima.com

【労働保険未手続事業
一掃強化期間】

11月は『労働保険未手続事業一掃強化期間』です。

『働くを守る。暮らしを守る。』のために、労働保険に必ず加入しましょう！

労働保険（労災保険・雇用保険）は、政府所管の保険制度で、農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用している事業主全てに加入が義務づけられています。

該当する事業主は、必ず労働保険の加入手続きを行っていたり、たとえ労働保険料を納付しなくても労働保険料を納付しなければなりません。

労働保険加入にあたっては、事業主の皆さまに代わって手続きなどの事業処理を行う『労働保険事務組合』がありますので、ご活用ください。

■労災保険（労働者災害補償保険）

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や不幸にもお亡くなりになった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付などを行っています。

ます。

■雇用保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また、自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付などを行っています。

◇問合せ先

山口労働局労働保険徴収室
☎083・995・0366

【オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン】

11月は『オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン』です。

■児童虐待とは

◇身体的虐待

殴る、蹴る、激しく揺さぶるなど

◇性的虐待

性的行為の強要、児童ポルノの被写体にするなど

◇ネグレクト（怠慢・拒否）

食事を与えない、車内放置など

◇心理的虐待

言葉による脅し、児童の面前で親同士が暴力を振るうなど

※児童虐待かもと思ったらすぐに相談してください。なお、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

◇相談先

児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189（いちばやく）

※地域の児童相談所につながります。

◇通話料 無料

◇令和5年度『オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン』標語 最優秀作品『あなたしか 気づいてないかも そのサイン』

募集

【魅力再発見ウォーキング】

次の日程でウォーキングを実施します。お気軽に参加してください。

◇日時・場所

・11月26日（日）午前8時20分
田布施駅

宮島散策（宮島までの往復料金・昼食代が必要）

※状況によっては、場所が変更になる場合があります。

・12月3日（日）午前8時30分

田布施地域交流館

・12月24日（日）午前8時30分

東田布施公民館

・1月7日（日）午前8時30分

麻郷公民館

※1月以降も、順次開催予定です。

※悪天候の場合、中止です。

◇問合せ先 遊歩クラブ（鳥越）

☎090・7370・5814

お詫びと訂正

広報たぶせ令和5年10月13日号の『徳山年金事務所所年金相談会』に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

■18ページの『徳山年金事務所所年金相談会』の持参品について

◇誤

※代理人による相談の場合、『委任状』か『代理人本人の確認ができるもの』を持参してください。

◇正

※代理人による相談の場合、『委任状』および『代理人本人の確認ができるもの』を持参してください。

以下は広告スペースです。「広報たぶせ」に掲載している内容とは関係ありません。

新築・リフォーム
塩谷建築
☎55-5715
熊毛郡田布施町別府1667
■ E-mail shioken1@clear.ocn.ne.jp
■ URL http://shotanikentiku.ec-net.jp/

町の便利屋さん Benry
ベンリー柳井店
Instagramで作業事例が見られます
0120-058-871
晃和興産グループ 柳井市南町 4-4-1

講習・講座

【健康教室・測定会】

健康を維持するために必要な習慣など健康に関することを学ぶことができる教室を開催します。

どなたでも無料で参加でき、野菜摂取の充足度や血管年齢の測定もできます。

- ◇日時 12月8日(金)
午前10時～午前11時30分
- ◇場所 田布施町保健センター(田布施町役場西隣)

◇内容 健康を維持するためのポイント

- ・自分の健康状態を知るために大切な健康診断について
- ・元気に過ごすために必要な健康習慣
- ・病気になる前に考えておきたい備えについて
- ・健康測定会(ベジチェック、血管年齢測定)

- ◇申込み・申込期限 12月4日(月)までに電話で申し込む。
- ◇申込み・問合せ先

健康保険課保険年金係
☎ 52・5809

【上級救命講習の開催】

- ◇日時 11月26日(日)
午前9時～午後6時

(受付：午前8時30分)

◇場所

光地区消防組合消防本部(光市光井六丁目16番1号)

- ◇内容 成人、小児および乳幼児の心肺蘇生法やAEDの使用など

◇持参物

筆記用具、昼食

※動きやすい服装で受講する。

◇募集人数 先着20人

※居住地に関係なく、どなたでも受講できます。

◇受講料 無料

◇申込み

光地区消防組合のホームページから申込書をダウンロードし、メール、FAXまたは消防署まで持参する。

◇申込み・問合せ先

光地区消防組合中央消防署
☎ 0833・74・5605
FAX 0833・74・5614
E-mail: chuou@119.city.hikari.lg.jp

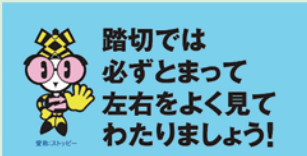
『なくそつー! 踏切事故』
〜きけんです むりなおうだん
いのちとり〜

中国地方の踏切では、過去5年間で踏切道において列車と自動車・歩行者などが接触する事故が56件発生しています。踏切事故を防ぐため、踏切通行時は次の4つのお願いを思い出してください。

- ①踏切の手前では必ず一時停止しましょう
- ②警報機が鳴り始めたら踏切内に入ってはいけません
- ③踏切を越えた先に自分の車のスペースがない場合は、踏切に進入してはいけません
- ④転倒防止、他者との接触防止のため、歩きスマホは止めましょう

◇問合せ先

中国運輸局鉄道部安全指導課
☎ 082・228・8799



納期限内に納付しましょう

※税と保険料について、メール配信サービスで納期限をお知らせします。カレンダーのページのQRコードから、『町からのお知らせ』のご登録をお願いします。

◇対象および内容の問合せ先

- 町県民税・固定資産税・軽自動車税 ……税務課 ☎ 52-5804
- 国民健康保険税 ……健康保険課 ☎ 52-5809
- 介護保険料・後期高齢者医療保険料 ……町民福祉課 ☎ 52-5810
- 保育所保育料および児童クラブ保育料 ……建設課 ☎ 52-5807
- 町営住宅使用料および駐車場使用料 ……建設課 ☎ 52-5817
- 下水道受益者負担金 ……建設課 ☎ 52-5817

- ◇国民健康保険税・介護保険料 後期高齢者医療保険料 (5期)
- ◇保育所保育料 児童クラブ保育料 (11月分)
- ◇町営住宅使用料・駐車場使用料 (11月分)
- ◇下水道受益者負担金 (3期)

※やむを得ず納期限までに納付できない事情のある人は、担当窓口にご相談ください。

人口と世帯

(10月1日現在)



…人口…
14,389人
(増減 -2人)
…男…
6,899人
…女…
7,490人
…世帯…
6,947世帯

今月の納期限

11月30日(木)